

市営住宅のご案内

【市営住宅の位置と概要】

1. 袖ヶ浦市の市営住宅は下記の3団地です。

団地名・所在地	建物の概要	トイレ	浴槽・釜	ガス
神納谷団地(8戸) 《神納2982番地》	◇昭和42年建築 平屋 31.47㎡/戸 4.5畳2室、台所、浴室	和式汲取り	無	プロパン
上蔵波団地(30戸) 《長浦駅前8丁目12番地1》	◇昭和44年建築 平屋 31.47㎡/戸 4.5畳2室、台所、浴室	洋式水洗 (公共下水道)	有	プロパン
	◇昭和45年建築 平屋 31.47㎡/戸 4.5畳2室、台所、浴室			
飯富団地(50戸) 《飯富2754番地》	◇昭和45年建築 2階 43.00㎡/戸 6畳、3畳、台所、浴室	洋式簡易 水洗汲取り	有	都市ガス
	◇昭和45年建築 2階 39.50㎡/戸 5畳、3畳、台所、浴室			
	◇昭和46年建築 2階 39.50㎡/戸 5畳、3畳、台所、浴室			

【入居募集と申込資格】

1. 入居の募集

市営住宅は合計88戸あり、定期的な募集はしておりませんが、退去者があった場合に限り、広報やホームページで随時、募集します。

2. 申込資格

次の①から⑦の全てに該当している方は申込むことができます。

①現に同居し、又は同居しようとする親族がいる方

ただし、次のいずれかに該当する場合は単身でも申込みすることができます。

イ:60歳以上の者(ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた方も申込みできます。)

ロ:障害者基本法第2条第1号に規定する障害者であって、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれの障害の種類に定める程度であるもの

①身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

②精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

③知的障害 ②に規定する精神障害の程度に相当する程度

ハ:戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のもの

ニ:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

ホ:生活保護法による被保護者等

ヘ:海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

ト:ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

チ:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

- ①一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - ②裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- ※①、②とも同法第28条の2において準用する場合を含む。

- ②現に住宅に困窮していることが明らかな方
- ③原則として、本市に住民登録又は勤務場所を有する方
- ④現に市税を滞納していない方
- ⑤市長が適当と認める連帯保証人がいる方
- ⑥申込本人又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- ⑦次の収入基準以下にある方

収入基準は、

市営住宅の申込資格	一般世帯	(収入基準)月収158,000円以下
	特別世帯	(収入基準)月収214,000円以下

※ 特別世帯とは、次に掲げる世帯をいい、特別世帯に該当しない世帯は一般世帯となります。

高齢者世帯	入居を申込み方が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「60歳以上又は入居予定日現在18歳未満」である場合。(60歳以上の単身者も該当します。)※昭和31年4月1日以前に生まれた方も特別世帯として適用になります。
障害者世帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが障害者基本法第2条第1号に規定する障害者である場合。 (1) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度 (3) (2)に規定する精神障害に相当する程度の知的障害者
戦傷病者世帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である場合。
被爆者世帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている場合。
海外引揚者世帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で本邦に引き揚げたから5年を経過していない場合。
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかがハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合。
子育て世帯	同居者に小学校就学前の始期に達するまでの子がある場合。